

公安委員会 説明資料No. 1	令和7年警察白書（案）について	令和7年6月26日 長官官房
1 第1部（特集・トピックス） (1) 特集（1ページ～） 「SNSを取り巻く犯罪と警察の取組」 SNSを舞台とする犯罪の情勢や、SNSを悪用した犯罪実行者募集の実態等を分析するとともに、情報解析技術の活用をはじめとする警察の取組や今後の展望について紹介する。 (2) トピックス（23ページ～） I 令和6年能登半島地震への対応を踏まえた警察活動の高度化 II 警察活動における先端技術等の導入・活用 III 構造的な風俗関係事犯に対する警察の戦略的取組 IV 組織的窃盗・盗品流通事犯に対する取組 2 第2部（本編）（39ページ～） 第1章 警察の組織と公安委員会制度 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動 第3章 サイバー空間の安全の確保 第4章 組織犯罪対策 第5章 安全かつ快適な交通の確保 第6章 公安の維持と災害対策 第7章 警察活動の支え		

SNSを取り巻く犯罪と警察の取組

第1節 SNSを取り巻く犯罪の情勢と対策

1 SNSを悪用した犯罪の実態と対策

- (1) SNS型投資・ロマンス詐欺
- (2) 偽情報・誤情報
- (3) 薬物事犯
- (4) 児童の性的搾取等

2 SNSを悪用した犯罪実行者募集情報の実態と対策

- (1) 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪実行者の募集
- (2) 犯罪実行者募集情報に対する警察の対策

第2節 SNSを取り巻く犯罪に対処するための技術的基盤

1 情報技術解析部門における取組

- (1) 情報技術解析の重要性
- (2) 具体的な取組内容

2 SNS上の違法・有害情報の探索・分析におけるAI技術の活用

- (1) SNS上の違法・有害情報情報対策の重要性
- (2) AI技術の活用

3 サイバー特別捜査部による暗号資産の追跡

第3節 今後の展望

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案」に対する意見の募集について	令和 7 年 6 月26日 生 活 安 全 局
1 趣旨 6月20日に公布された「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（令和7年法律第75号。以下「法」という。）の一部施行に伴う政令の制定に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。 2 期間 令和7年6月27日（金）から同年7月26日（土）まで（30日間） 3 政令案の概要 (1) 法第2条第5号に規定する指定金属切断工具は、次に掲げるものとする。 ア ケーブルカッターであって、次のいずれかに該当するもの (ア) 長さが45センチメートル以上であるもの (イ) ラチェット機構（回転式の刃体と他の部品とをかみ合わせることで、当該刃体を特定方向にのみ回転させる機構をいう。）を備えているもの (ウ) 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの イ ボルトクリッパーであって、次のいずれかに該当するもの (ア) 長さが75センチメートル以上であるもの (イ) 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。 4 施行期日 法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年9月1日（予定））		

公安委員会 説明資料No. 3	「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	令和7年6月26日 生活安全局
1 趣旨 近年、金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）を被害品とする窃盗である金属盗が急増していることを踏まえ、古物たる金属製物品の窃盗の防止を図るため、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。 2 期間 令和7年6月27日（金）から同年7月26日（土）まで（30日間） 3 規則改正案の概要 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）は、古物商に対し取引の相手方の本人確認義務及び取引時の帳簿等への記載義務（以下「本人確認義務等」という。）を課しているが（法第15条及び第16条）、対価の総額が1万円未満となる取引については、これらの義務を免除している（法第15条第2項、規則第16条第1項）。ただし、一部物品については、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しないこととしている（規則第16条第2項）。 現下の厳しい金属盗情勢を踏まえ、窃盗被害が急増している金属製物品の古物市場への流入を抑止するため、規則を改正し、古物に該当する電線、グレーディング、エアコン等の室外機についても、取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等の対象とするものである。 4 施行期日 令和7年10月1日（予定）		

公 安 委 員 会	令和6年度における留置施設の	令和7年6月26日
説明資料No. 4	巡 察 の 実 施 状 況 に つ い て	長 官 官 房
1 概要 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第19条の規定に基づき、全国134の留置施設に対して巡察を実施した。 2 主な指摘・指導事項 ○ 署長等幹部による巡視の状況について確認したところ、一部において、特別要注意者又は問題被留置者が指定されている場合における巡視の懈怠が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。 ○ 危険物対策の状況について確認したところ、一部において、衣服や寝具に不備が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。 ○ 特別要注意者又は問題被留置者への対応について確認したところ、一部において、警察本部への報告や指定に基づく処遇がなされていなかったことから、改善措置を講じるよう指示した。 ○ 医療を必要とする被留置者への対応について確認したところ、一部において、必要な医療上の措置が執られていなかったことから、改善措置を講じるよう指示した。 ○ 精神障害者又はその疑いのある被留置者への対応について確認したところ、おおむね良好な結果であった。 3 今後の取組 令和7年度は、令和6年度の巡察結果等を踏まえ、令和5年12月の通達改正に関する教養実施状況を重点的に確認する。		

公 安 委 員 会 説明資料No. 5	第27回参議院議員通常選挙に向けた 警備諸対策について	令和7年6月26日 警 備 局
第27回参議院議員通常選挙における選挙警護に関し、ローン・オフエンダーをはじめとする脅威に対する警備諸対策を講じるもの。 1 警護 (1) 予備審査の計画的推進 (2) 警護体制の強化 (3) 主催者等との連携強化 (4) 情報部門との連携強化 (5) 高所対策の強化 等 2 ローン・オフエンダー等対策 (1) 対処体制の強化 ○ 警察庁における「警察庁LO脅威情報統合センター」の設置 ○ 警視庁における「公安第三課」の新設、全国警察におけるローン・オフエンダー等対策の推進体制の強化 (2) 官民の連携による対策の推進 ○ 不動産業界との連携強化 ○ 爆発物原料対策の拡充		